

郵送先変更届出書の取扱いについて

当課から発送する郵送物については、原則として本人の住所地へ送付していますが、「介護保険に関する郵送先変更届出書」を当課へ提出された場合は、届出された宛先を優先して発送しています。

当該届出は、利用者が自身で郵送物を管理できない場合や、入院などで住所地を不在にする場合などに家族や成年後見人宛に設定していただくものです。

しかし、一部の事業所において、被保険者証や負担割合証の確認の手間を省くため、本人や家族の同意を得ないまま宛先を事業所へ変更するなどして、後日、トラブル発生の原因となっています。

これらのことを踏まえ、下記の通り今後の取扱いを統一したいと思いますのでご協力いただきますようお願いいたします。

- ①宛名を本人・家族以外の第三者宛とするものは原則として受け付けません。やむを得ず事業所職員宛とする場合などは、本人又は家族からの委任状を添付してください。裏面に委任状を印刷した新様式を当課窓口に用意します。
- ②入居施設宛に宛先を変更する場合に、「送付先氏名」欄へ本人氏名まで記入するようにしてください。施設内で誰でも封を開けることができる状態としないよう取り扱ってください。
- ③入所施設へ郵送先を設定していた利用者が退所した場合は、本人や家族などへ郵送先を変更するよう案内してください。